

# 令和2年度 多治見市任期付職員採用試験

## 受験要項（9月試験）

### 新型コロナウイルス感染症予防について

- ・会場では定期的な換気とアルコール消毒液の設置をします。
- ・試験当日は、自宅等で体温を測って来てください。
- ・発熱等がある方は、受験を控えていただきますようお願いいたします。
- ・受付時の本人確認以外は、マスクの着用をお願いいたします。
- ・マスクは、ご自身でのご用意をお願いいたします。

## 1 募集の概要

### 1 採用予定日及び名簿登録機関

多治見市任期付職員名簿登録期間：令和2年10月1日から令和5年9月30日

※令和2年10月1日に採用予定です。

### 2 採用区分、職種、受験資格、採用予定人員

#### (1) 多治見市任期付職員

試験区分	職種区分	受験要件（下記の要件を全て満たすこと。性別は問いません。）	名簿登録人数※
初級～ 上級共通	一般事務	・学校教育法に基づく高等学校（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した人	1人程度
	保育士・ 幼稚園教諭	・学校教育法に基づく高等学校（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した人 ・保育士及び幼稚園教諭の両資格を取得している人	6人程度
	保健師	・保健師資格を取得している人	1人程度

※ 名簿登録人数は、令和2年10月1日以降の育児休業取得見込職員数（6か月以上の育児休業期間がある職員）に基づく見込人数です。

## 任期付職員（育児休業代替）とは

- (1) 育児休業を取得する職員の代替として勤務する正規の職員です。
- (2) 任期が定められていること、育児休業を取得できないこと等、一部の条件を除いて、給与、勤務時間、サービス、休暇等の勤務条件は、任期の定めのない職員とほぼ同様です。
- (3) 試験の合格者は採用候補者名簿に登録され、職員の育児休業の取得に合わせて採用されます。
- (4) 名簿の有効期間は、登録の日から3年間です。ただし、名簿登録者の都合により採用できない場合は登録から抹消されます。
- (5) 任期は、代替される職員の育児休業期間（最長3年未満）により異なります。6か月以上育児休業を取得する職員の代替となりますので、任期は概ね6か月以上3年未満です。

※代替される職員が育児休業期間を延長又は短縮した場合、任期の延長又は短縮する場合があります。また、名簿の登録期間内であれば、他の職員の代替として再度採用される場合があります。

※職員の育児休業の取得状況等によって、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

※代替される職員の産前産後休暇期間に、臨時的任用職員として先行して採用されることがあります。

### 3 欠格事項

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②多治見市において懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

## 2 試験の概要

### 1 試験の日時・会場・合格発表

試験区分	日時	会場	合格発表
筆記試験 口述試験	令和2年9月13日（日）	ヤマカまなびパーク	9月下旬

※口述試験の日程は、受験人数などにより決定し通知します。

### 2 試験の内容

職種	試験科目	試験内容
任期付職員 全職種	基礎能力検査	言語面・数理面の基礎能力を問う検査（択一式）
	適性検査	対人能力やストレスに対する適応性などをみる検査
	口述試験	人物についての個別面接による試験

※次に該当する場合は、第1次試験が免除されます（受験職種と同じ職種に限る。）

- ・平成30年度又は令和元年度、2年度の多治見市職員採用試験（任期の定めのない正規職員）の第1次試験を合格した人
- ・第1次試験当日に、任期付職員採用候補者名簿に登録されている人
- ・第1次試験当日に、任期付職員として勤務している人

※試験結果の開示について

試験不合格者（本人又はその代理人）は、この試験の結果について開示請求をすることができます。開示を希望される方は、可否の決定日以降2週間以内に、受験票をお持ちになって多治見市役所人事課までお越しください。※開示内容は、当該試験の順位及び総合得点

### 3 受験の申込

申込期間	令和2年7月27日（月）～ 令和2年8月21日（金） ※消印有効 申込期間を過ぎて届いた申込書は無効となります。
申込方法	郵送で申し込みください。封筒の表に「職員採用試験申込書」と朱書して、書留又は簡易書留など確実な方法で郵送してください。
受付場所	多治見市役所 企画部人事課（本庁舎4階） 〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 TEL 0572-22-1111 内線1423 0572-22-1394（直通）
提出書類	(1) 多治見市職員採用試験申込書（所定の用紙、A4両面印刷で提出） 申込書に貼る写真（2枚）は、上半身、脱帽、正面向、たて5.0cm、よこ4.0cmで申込前6か月以内に撮影したもの。 (2) エントリーシート（所定の用紙、A4片面） (3) 受験票返信用封筒 （長型3号、氏名及び受験票の送付先住所を記載し84円切手を貼付け） ※ (1)(2)の様式は、 <u>ホームページからダウンロード</u> してください。ダウンロードができない方は、人事課窓口までお越しください。
その他	・ 申込締切後、受験票を8月31日（月）頃に郵送します。届かない場合は、人事課までご連絡ください。 ・ 記載された内容に虚偽又は不正が判明した場合は、合格を取り消す場合があります。 ・ 提出された書類は、一切返却いたしません。 ・ 悪天候等により試験が中止になる際は、ホームページにてお知らせします。

### 4 その他

#### 1 給与・福利厚生

##### (1) 初任給（令和2年4月1日現在）

採用区分	初任給（給料月額に地域手当を加算）
一般事務 （任期付職員）	約155,000円（高卒新卒の場合） ※最終学歴が異なる場合は、修学年数で加算される場合があります ※職務経験に応じて、給与月額が加算される場合があります。
保育士・ 幼稚園教諭、 （任期付職員）	約182,000円（大学新卒の場合）、167,000円（短大新卒の場合） ※資格による職務経験に応じて、給与月額が加算される場合があります。
保健師 （任期付職員）	

(2) 手 当

期末・勤勉手当（ボーナス）、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、退職手当 等

(3) 福利厚生

岐阜県市町村職員共済組合加入（健康保険・年金）

## 2 受験手続その他採用試験に関するお問い合わせ

多治見市役所 企画部人事課（本庁舎 4 階）

〒507-8703 多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地

TEL 0572-22-1111 内線 1423 0572-22-1394（直通）

e-mail [jinji@city.tajimi.lg.jp](mailto:jinji@city.tajimi.lg.jp)

ホームページ <https://www.city.tajimi.lg.jp/>

採用試験案内、受験要項、合格発表等は、多治見市職員採用ページからご覧ください。

市採用HPはこちら→



採用PR動画はこちら→

